

別記（主要民間発注者団体） 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

技能労働者の確保に向けた標準見積書の活用等による
法定福利費の確保を通じた社会保険等未加入対策の徹底等について

建設産業においては、近年建設投資の大幅な減少に伴ってダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが技能労働者の賃金の低下をもたらし、若年入職者が大きく減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練工から若手への技能承継がなされず、将来の建設産業自体の存続が危惧される状況に立ち至っています。人材の育成には一定の期間を要することから、今ここで対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・管理にも支障を生じかねないところです。

このような状況の下、国土交通省では、建設業界を挙げて雇用、健康、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策を総合的に進めることにより、人材の確保と健全な競争環境の構築を進めており、その旨は、「建設産業における社会保険加入の徹底について」（平成24年3月26日国土建第342号・国土建整第183号国土交通省土地・建設産業局長通知）により通知したところです。

また、こうした取り組みを進めるに当たっては、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

こうしたことから、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年7月23日国土建整第77号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）において、建設工事の発注に当たって、

- ①必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行い、
- ②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が確保されるよう、見積・入札・契約の際配慮頂く

ことについて、ご理解、ご協力を頂くようお願いしたところです。

さらに、平成25年度の公共工事設計労務単価の改定において、社会保険等への加入徹底の観点から、技能労働者の保険加入に必要な法定福利費相当額を適切に反映し、あわせて「適正な価格による工事発注について」（平成25年3月29日国土入企第38号国土交通省

土地・建設産業局長通知)において、適正価格による工事発注と、法定福利費相当額を適切に含んだ額による契約を求めているところです。

いうまでもなく、社会保険等未加入対策の推進に係る取り組みを実効あるものとするためには、建設投資の過半を占める民間発注者各位のご理解とご協力が不可欠です。

このたび、行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の関係者が一体となって社会保険等未加入問題への対策を進めるための推進体制である社会保険未加入対策推進協議会の下に設置されている同協議会ワーキンググループにおいて、標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向け課題と対応を整理し、申し合わせを行いましたので、以下について傘下の会員企業各位に情報提供頂くとともに、見積・入札・契約の際に特段の配慮を頂きますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 社会保険等未加入対策における発注者の協力の必要性

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、技能労働者に最低限の福利厚生を保障して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠です。

このため、国土交通省直轄の公共工事については、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費について、適切に予定価格に反映されるよう措置するとともに、平成25年度の公共工事設計労務単価改定において、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されたところです。

他方、建設投資の過半を占めている民間工事については、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（以下「受発注者ガイドライン」という。）において、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として考慮すべきこととされているところですが、業界全体としてトン単価や平米単価のように総価方式が一般的で労務費や法定福利費が明確となっていない現状であるために、結果として現場では必要な賃金や法定福利費が適切に確保されずに就労環境の悪化が進み、必要な人材の確保や納期の遵守にも苦勞する事例が生じている状況です。このため、今後、社会保険等への加入徹底に向けて民間工事、とりわけ民間建築工事における法定福利費の確保が極めて大きな課題となっているところです。

発注者の皆様におかれては、社会保険等未加入対策の推進に当たっては、民間工事における皆様の積極的な協力が不可欠であるということをご理解頂き、法定福利費を含む適正な積算に基づき予定価格を設定するとともに、建設工事の発注に当たって、必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な賃金や法定福利費を適切に見込んだ価格による発注を行って頂くことについて、改めて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

2. 標準見積書の活用及び総合工事業団体からの要請に対する十分な配慮

4月18日に開催された社会保険未加入対策推進協議会ワーキンググループにおいて、本年9月頃を目途として下請企業から元請企業へ法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を一斉に開始することについて、申し合わせが行われたところです。これを円滑に進めるためには、発注者各位の契約実態を踏まえれば、標準見積書の提出時期よりも数ヶ月前からの見積及び契約締結について、発注者の配慮が必要となると考えられます。

また、今後、総合工事業団体(会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。)から主な民間発注者団体に対し、受発注者ガイドライン及び「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」(平成25年5月10日国土建労第7号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知)等を踏まえて、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請が行われる予定です。

このため、発注者の皆様におかれては、今後の見積及び契約締結に当たり十分配慮を頂きますようお願いいたします。

3. 適正価格による工事発注と適正な工期の設定

近年、技能労働者の減少等に伴い労働需給がひっ迫する傾向が見られますが、特に被災地を中心として鉄筋工や型枠工の不足が顕著となっており、今後、この傾向が全国的に拡大することが懸念されるところです。また、他の職種についても、高齢化などいびつな年齢構成の影響が今後、顕在化するおそれがあります。

このような状況の中、質の高い建設工事の円滑な施工に必要な技能労働者を確保するためには、技能労働者に平成25年度公共工事設計労務単価を踏まえた適切な賃金水準を確保することが必要であり、発注者においても工事発注に当たっては、必要な経費を適切に見込んだ適正価格として頂くことが不可欠となっています。

また、施工の際に例えば鉄筋や型枠工事など躯体工事が遅れたときには、前工程での遅れが後工程に影響することから、受注者としては後工程の下請企業に納期の確保を強く求めることとなりますが、無理な工程設定を行うと、却って工事品質の低下をもたらすおそれがあります。

このため、発注者の皆様におかれては、工事発注を行う際には、受発注者ガイドラインに記載されているとおり、質の高い建設工事を円滑に施工する観点から、あらかじめ受注者と十分に協議を行って、施工に必要な適正な工期を設定するとともに、工事中にあっても、やむを得ず工期を変更することが必要となる場合には、受注者に過度な負担を課すことにならないよう受注者との円滑な協議に努め、必要な期間の確保を検討して頂くなど、適正な工期の設定につき、十分配慮を頂きますようお願いいたします。

4. 会員企業への周知及び団体としての計画的な取り組みの推進

貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、上記1～3の内容について周知頂くとともに、貴団体としての計画的な取り組みの推進をお願いいたします。

なお、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険等未加入対策の推進に係る取り組みを実効あるものとするため、今後、貴団体としての取り組み状況や取り組みの過程で生じた課題等についてお聞かせ頂くこと等も検討しておりますので、その際にはご協力頂きますようお願いいたします。

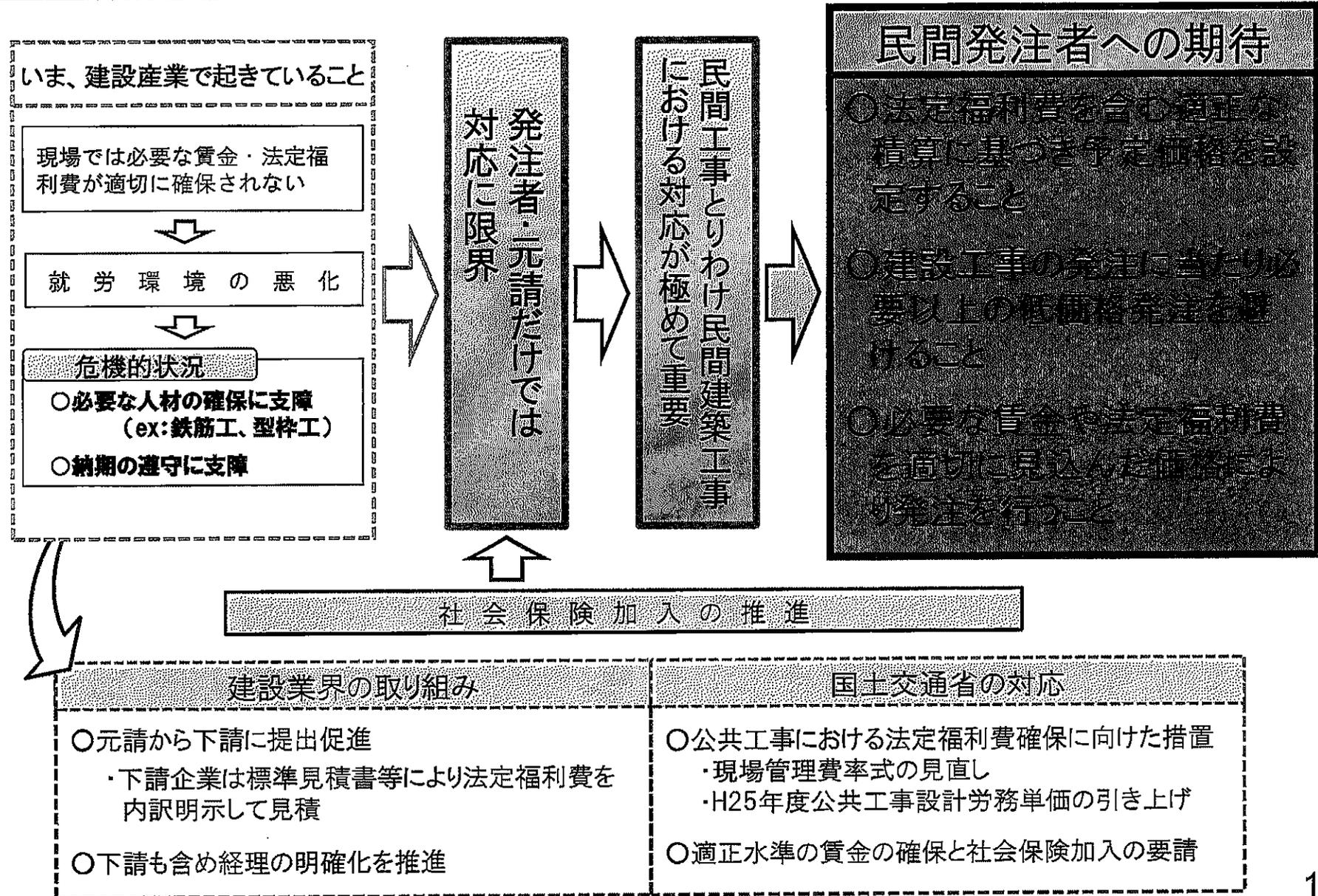
(別記)

一般社団法人 日本経済団体連合会
日本商工会議所
公益社団法人 日本建築士会連合会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
公益社団法人 日本建築積算協会
公益社団法人 日本建築家協会
一般社団法人 建築設備技術者協会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本電機工業会
石油化学工業協会
石油連盟
電気事業連合会
一般社団法人 日本ガス協会
日本百貨店協会
日本チェーンストア協会
一般社団法人 日本民営鉄道協会
一般社団法人 不動産協会
一般社団法人 日本ビルディング協会連合会
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
一般社団法人 全国住宅産業協会
公益社団法人 全日本不動産協会
一般社団法人 マンション管理業協会
一般社団法人 不動産流通経営協会
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
一般社団法人 不動産証券化協会
社団法人 大阪土地協会
一般社団法人 中部不動産協会
一般社団法人 住宅生産団体連合会
社団法人 生命保険協会
一般社団法人 日本損害保険協会

みんなで取り組む建設業の保険加入

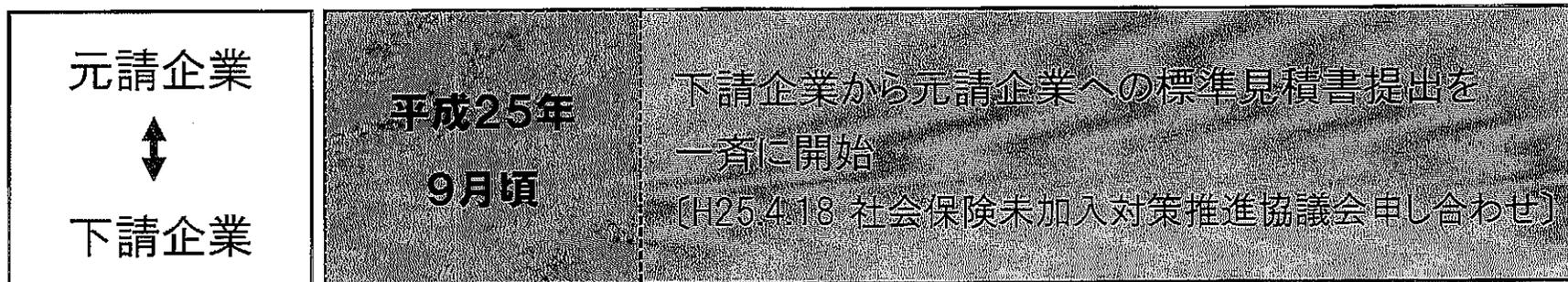
～発注者の皆様にご理解とご協力をお願い～

1. 建設技能労働者の危機的状況と発注者への期待

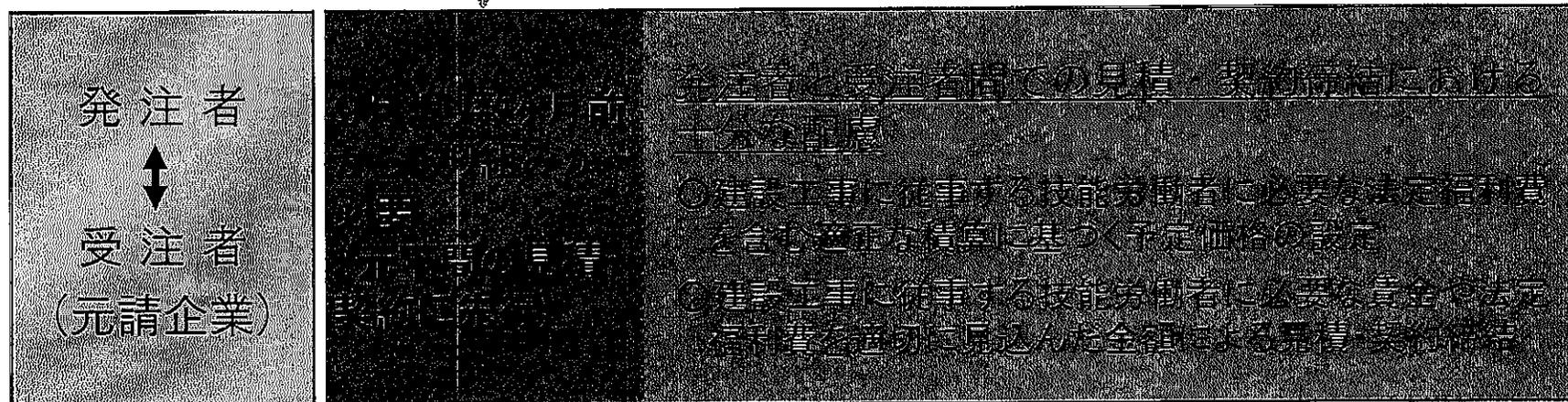


2. 標準見積書の一斉提出開始に向けた民間発注者の対応 国土交通省

法定福利費の確保に向けた建設業の取り組み



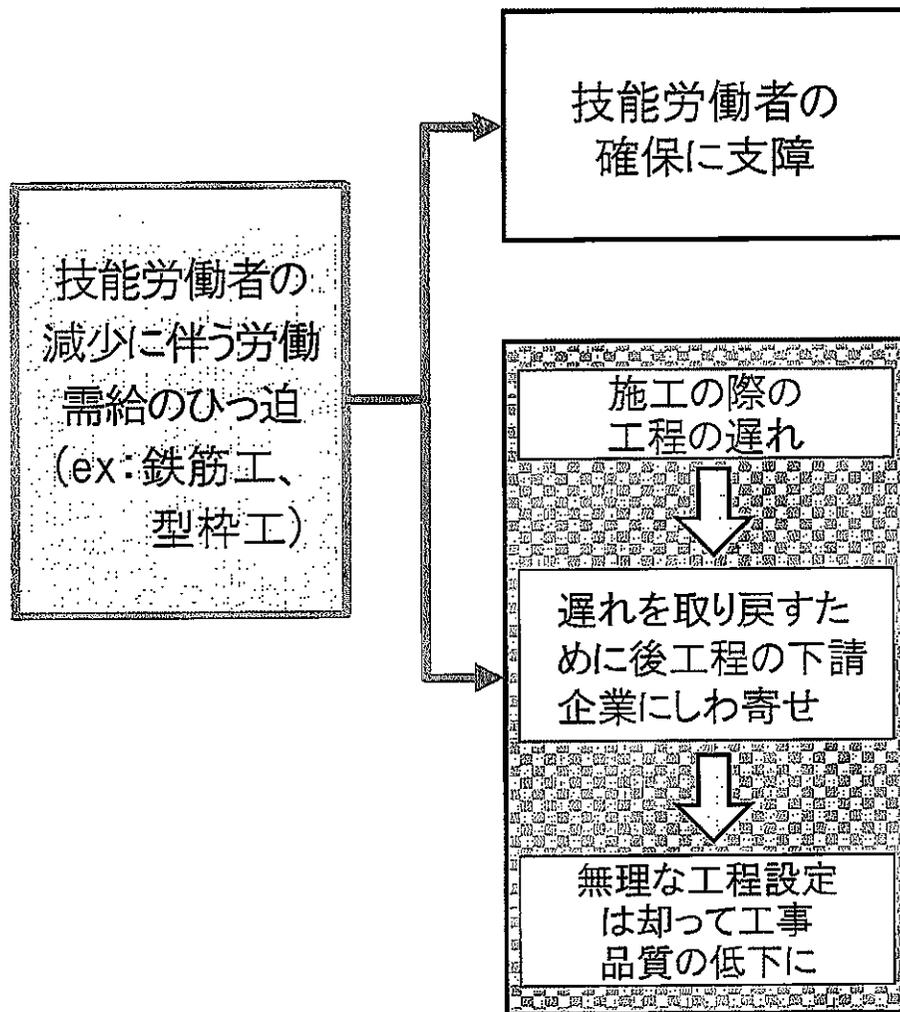
円滑に進めるための民間発注者への期待



3. 適正価格による工事発注と適正な工期の設定

[技能労働者の不足が及ぼす影響]

[民間発注者に期待される対応]



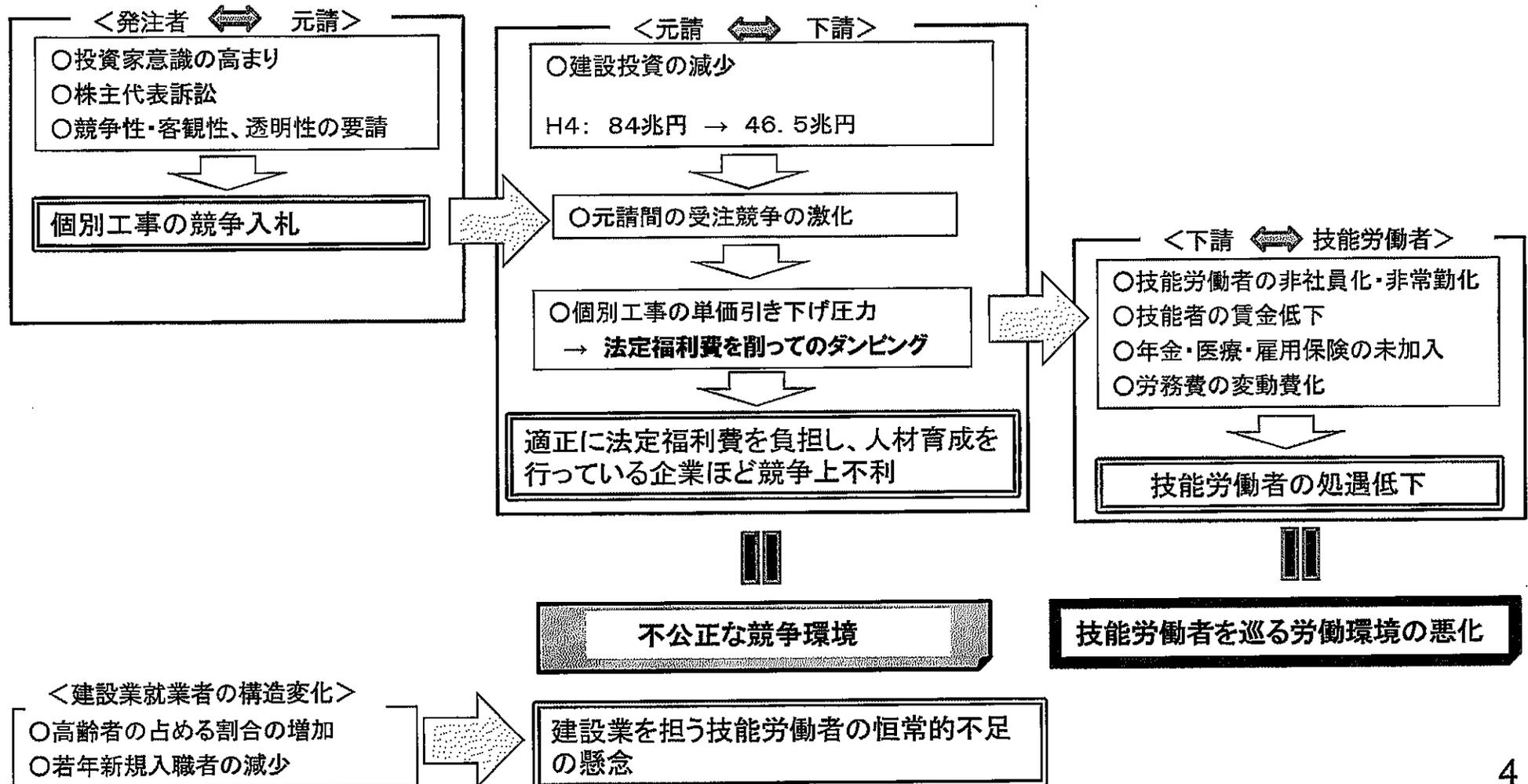
- H25年度設計労務単価を踏まえた適切な賃金水準の確保
- 発注に当たり必要な経費を適切に見込んだ適正価格とする

- 工事発注に当たりあらかじめ受注者と十分協議を行って施工に必要な適正な工期を設定
- 工事中でも工期変更が必要な場合適正な工期設定に十分に配慮
- 受注者に過度な負担を課さないよう受注者と円滑に協議
- 必要な期間の確保を検討

参 考

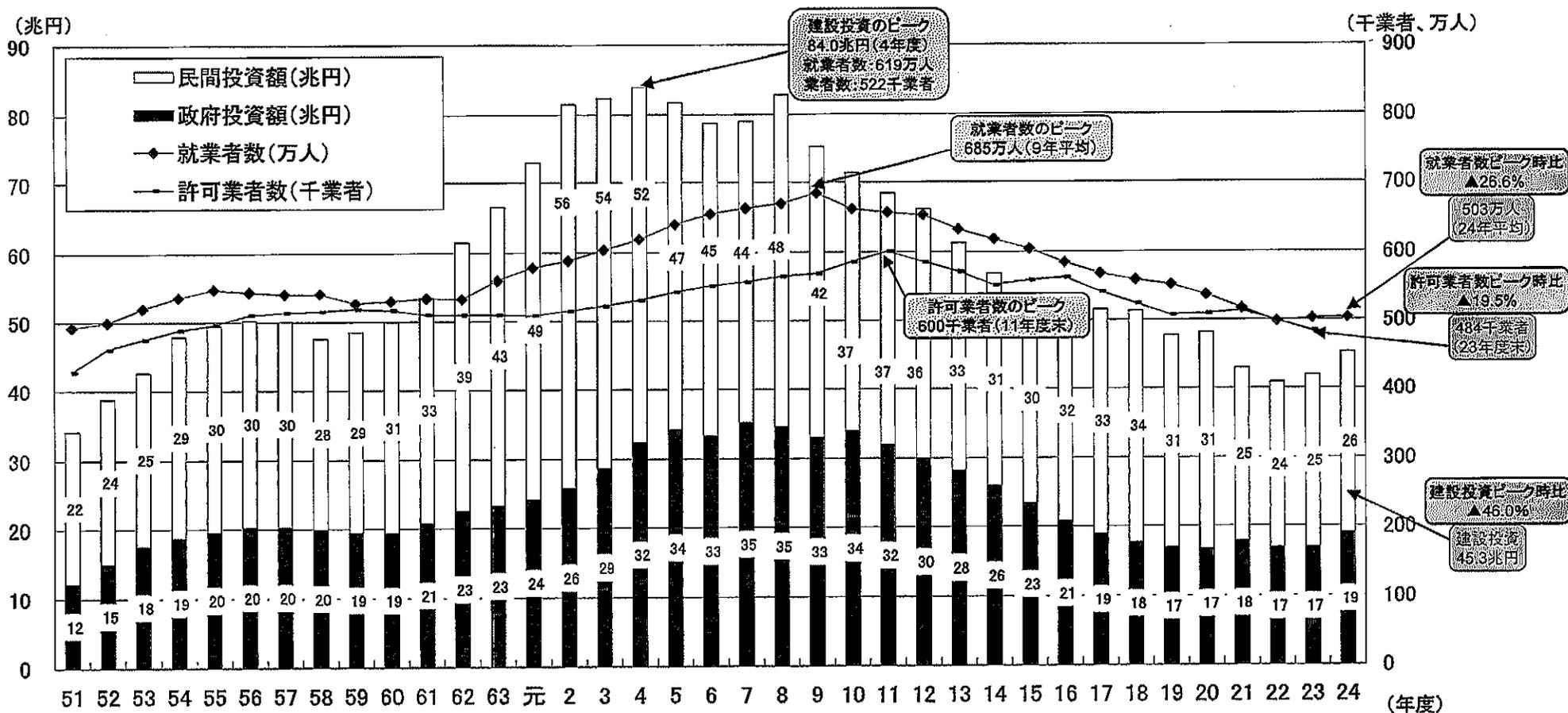
建設業が直面する課題

- 発注側で個別工事の競争入札が進むことにより、元請間の競争が激化し、単価引き上げ圧力が增大しています。
- その結果、真面目に人材育成を行う企業が不利になるという不公正な競争環境が生じています。
- また、建設業就業者の高齢化が進む中で技能労働者の処遇が低下し、技能者の離職や若年入職者の減少につながっています。



1-2 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成24年度見通し)は約45兆円で、ピーク時(4年度)から約46%減っています。
- 建設業者数(23年度末)は約48万業者で、ピーク時(11年度末)から約20%減っています。
- 建設業就業者数(24年平均)は503万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減っています。



出所: 国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

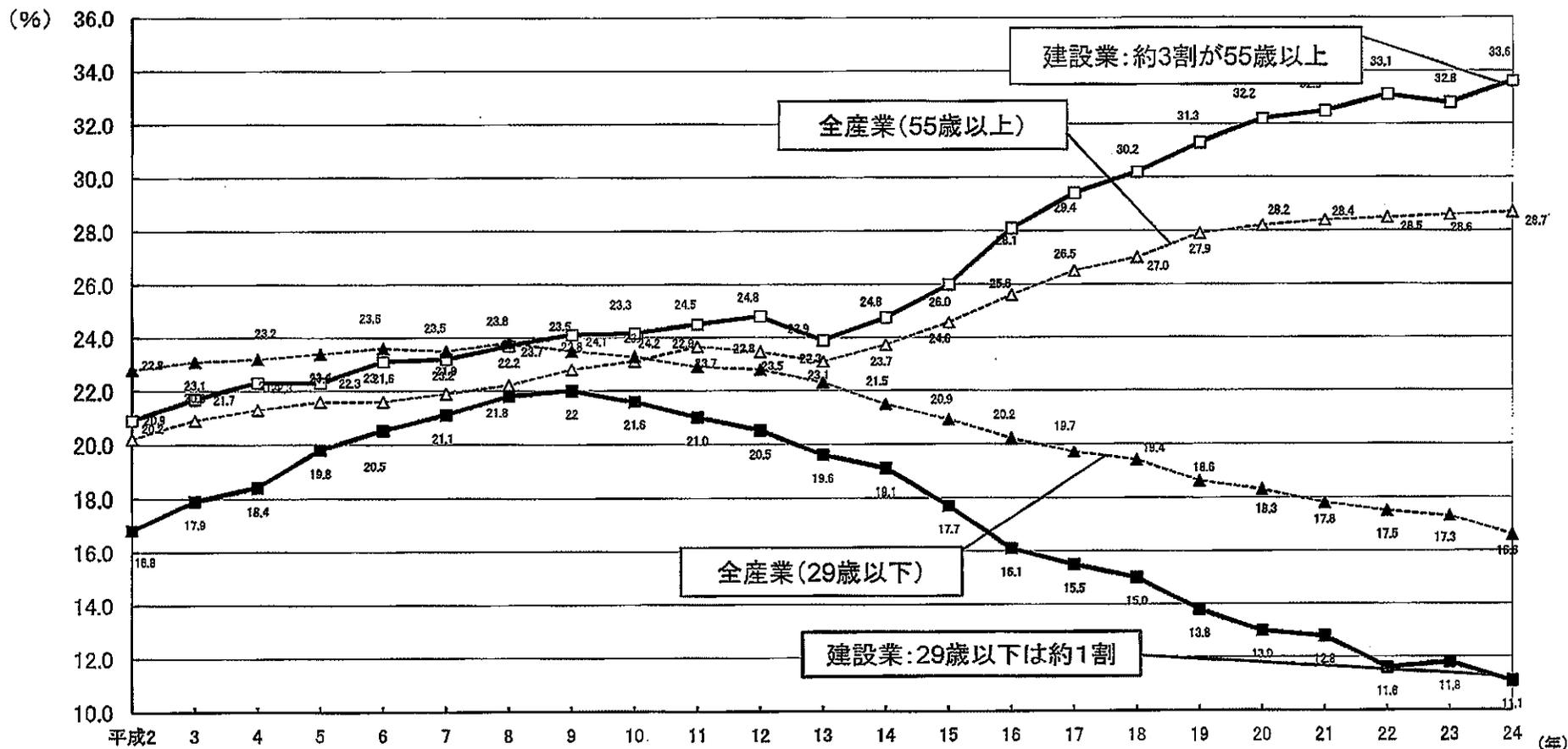
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

1-3 建設業就業者の年齢構成の高齢化

○ 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と、若年者の割合が著しく低下し、高齢化が進行しています。この結果、次世代への技能承継が大きな課題となっています。

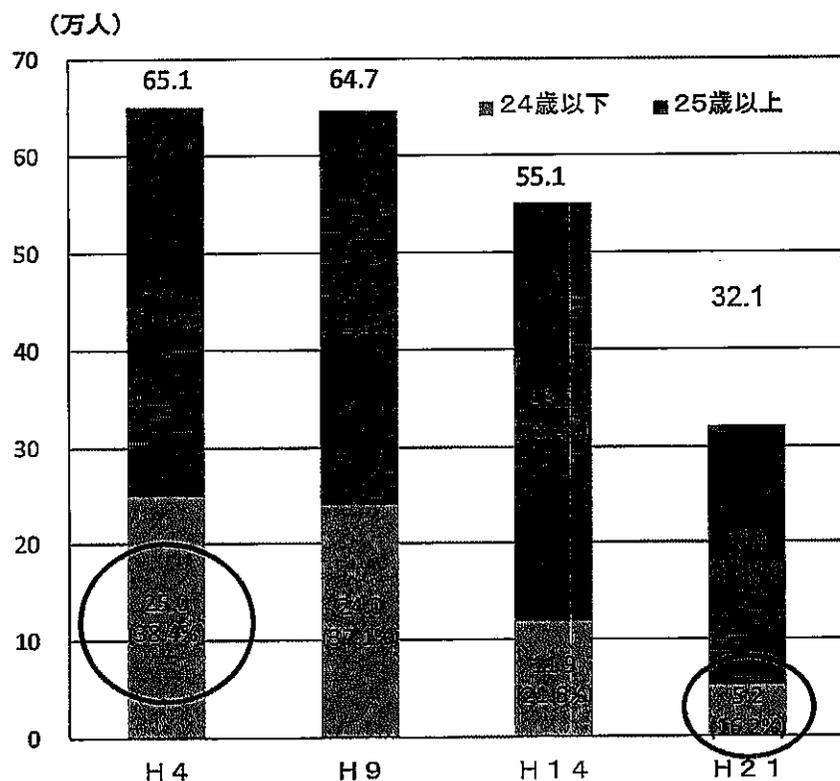
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち55歳以上が約4万人増加、29歳以下が約3万人減少しています。(平成24年度)



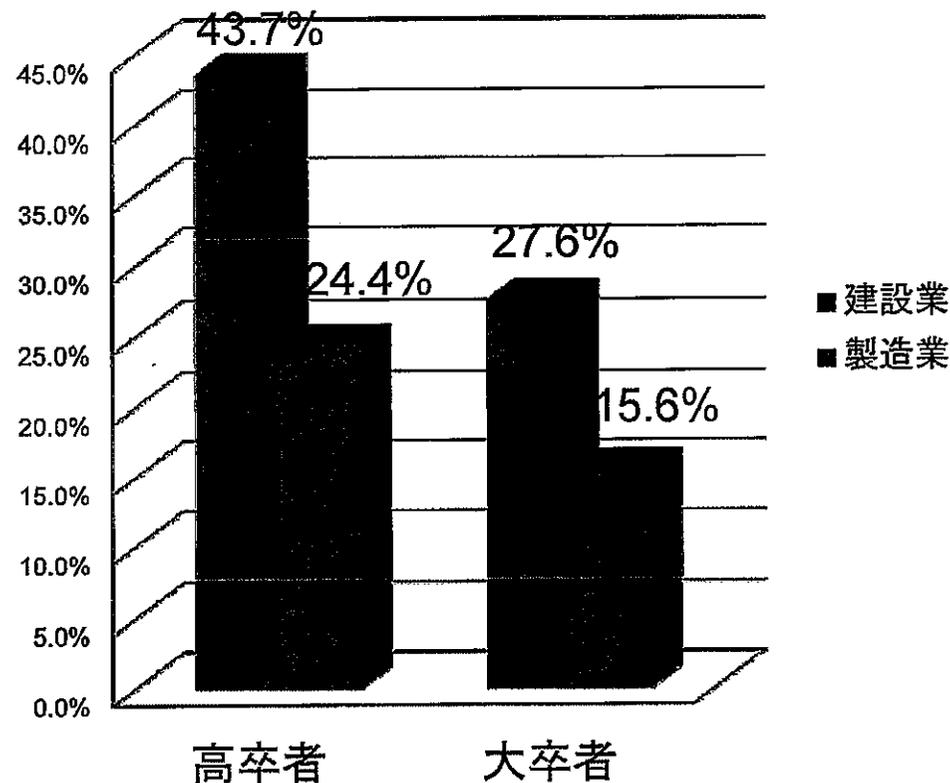
1-4 建設業における若年入職者の減少と高い離職率

○建設業の入職率は低下傾向にあり、若年入職者(24歳以下)は平成4年の1/5に低下しています。
 ○入職後の離職率は、建設業の場合、製造業の2倍弱となっています。

1. 入職者数の推移



2. 就職後3年以内の離職率(H21.3卒業生)

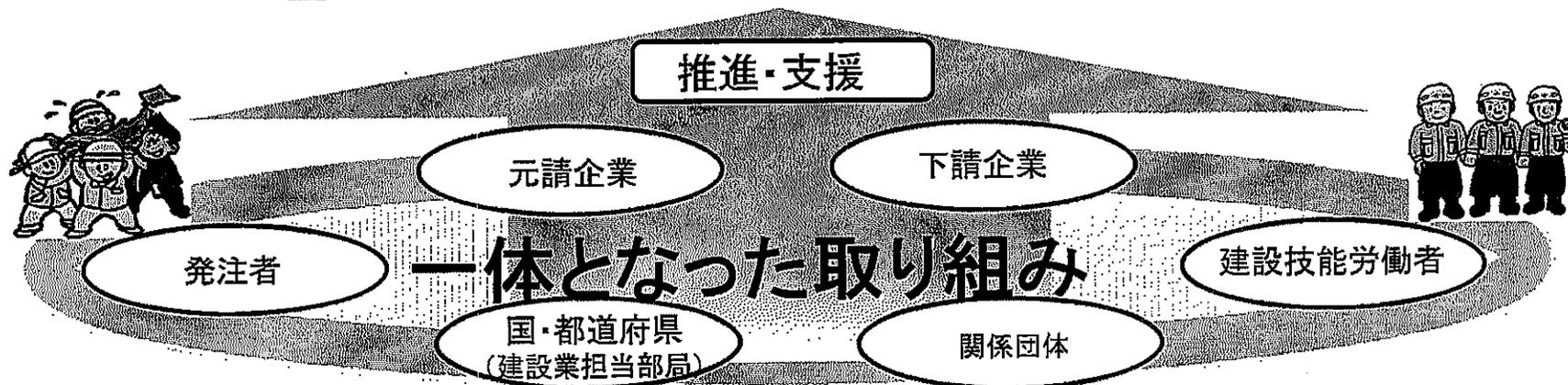
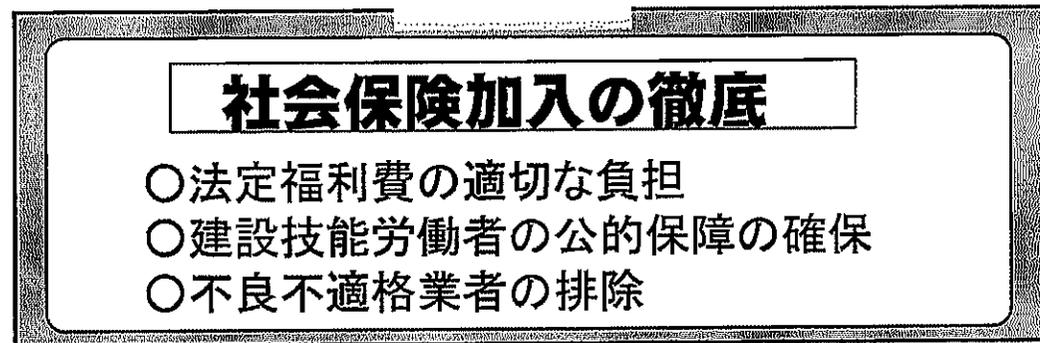
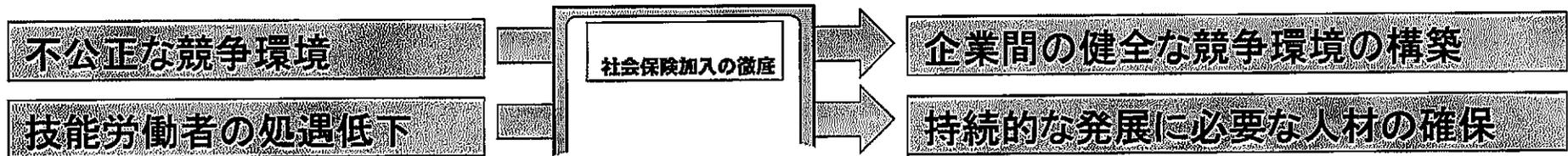


資料:厚生労働省「雇用動向調査」

出所:厚生労働省「新規学卒者の離職状況に関する資料」。
 「就職者数」は、新規学卒として雇用保険に加入した者。

II 社会保険加入の徹底

- このような状況に対し、建設業においては関係者が一体となった取り組みにより社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることとしています。



III 社会保険等未加入対策の全体像

目 的	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在 【企業別】3保険ともに加入している割合 8.7% 【労働者別】元請7.9%、1次5.5%、2次4.6%、3次下請以下4.8% <p style="text-align: right;"><H24.10公共工事労務費調査></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に。 ○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という不公正な競争環境。

総合的対策の推進	推進協議会の設置 (第2回 H24.10実施)		保険加入促進計画の策定		ダンピング対策	
	行政による チェック・指導		<H24. 7~> ○経営事項審査における減点幅の拡大	<H24. 11~> <ul style="list-style-type: none"> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に 		
	下請企業への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)			法定福利費の確保		
	<H24. 11~> <ul style="list-style-type: none"> ○協力会社に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入の勧奨・指導。 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、適用除外ではない未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。 ○2次以下の下請企業についても、確認・指導。 ○新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、特段の理由が無い限り、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。 ○建設工事の施工現場等における周知啓発 等 			<元請> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求める。 ○専門工事業者から法定福利費が内訳明示された見積書が提示された場合、これを尊重する。 <発注者> <ul style="list-style-type: none"> ○必要以上の低価格による発注を避け、必要な経費を見込んだ発注を行う。 ○法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮する。 <法令遵守ガイドライン> 発注者・受注者、元請負人・下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮・確保すべき		

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

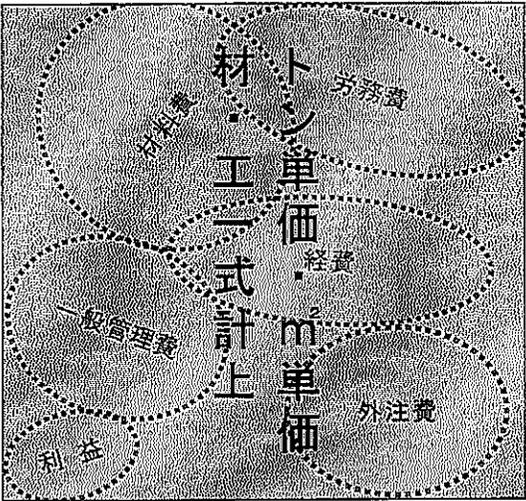
- | | | |
|--------|---|-----|
| これにより、 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保 ○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 | を実現 |
|--------|---|-----|

IV 必要な法定福利費の把握

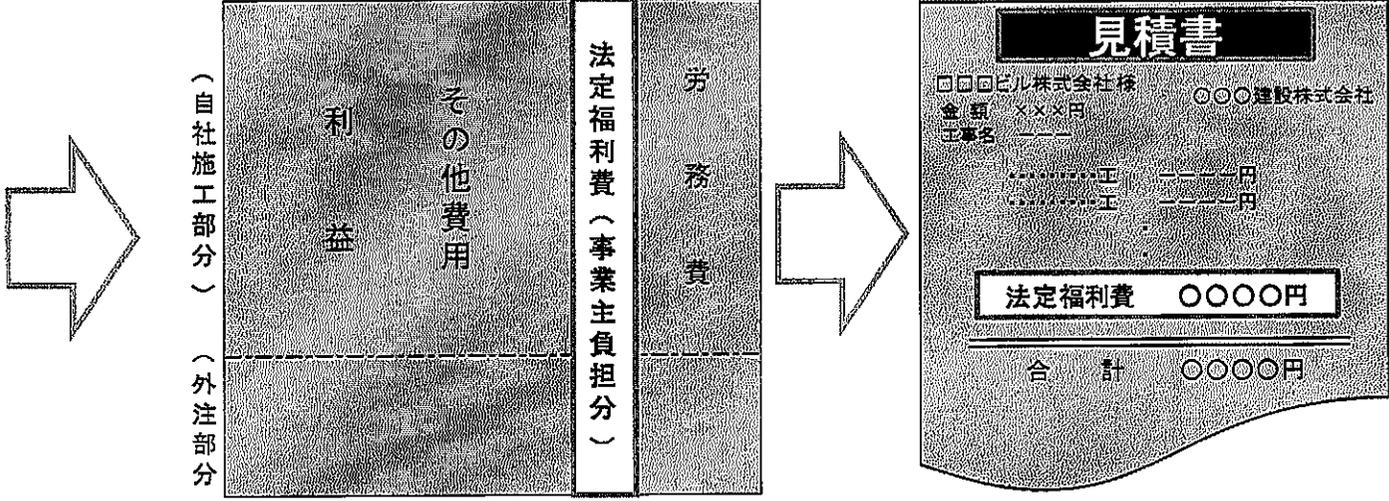
- 技能労働者の社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要です。
- しかし、現在はトン単価や平米単価による見積りが一般的で、**法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていないのが現状です。**
- 法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれるべき経費であることから、見積りに当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる**法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保**していく必要があります。

イメージ

<これまでの見積りでは…>

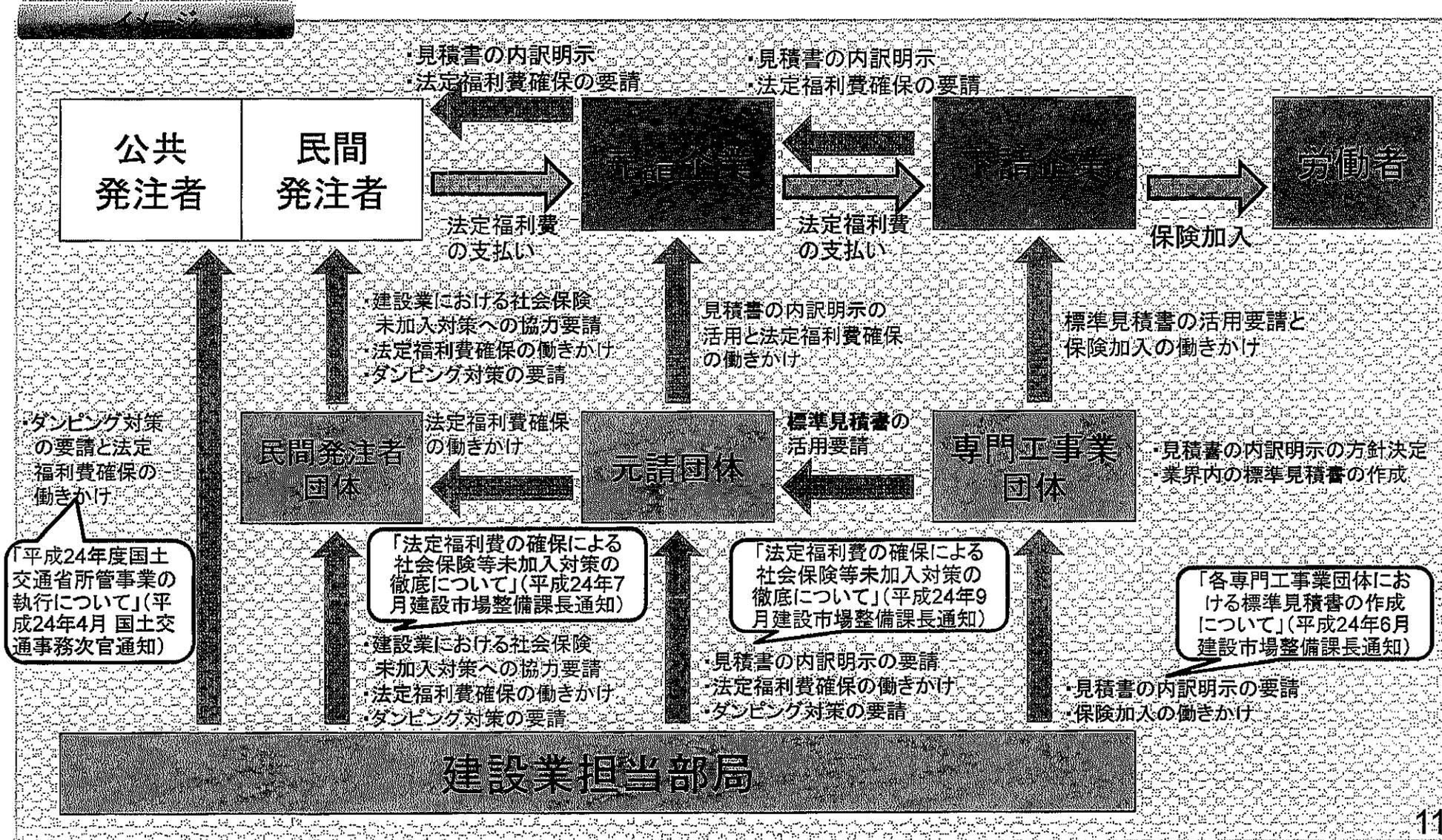


<内訳明示に向けて>



IV-2 法定福利費の確保に向けた関係者の取り組み

○内訳明示により発注者・元請・下請の各段階で法定福利費が流れるよう関係者挙げて取り組んでいます。



- 建設業法令遵守ガイドラインでは、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。

社会保険・労働保険(法定福利費)について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

【参考:建設業法第19条の3】

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

IV-4 公共工事設計労務単価の引き上げ(概要)

- 平成25年3月に**平成25年度公共工事設計労務単価の引き上げ**を行い、社会保険への加入徹底の観点から必要な法定福利費相当額を反映して、法定福利費の確保を後押ししています。
- 今回の改定はこれまでの低下傾向から一転して大幅な引き上げとなっています。

単価設定

全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%
 被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、個人分の必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置

(被災三県について単価を5%引上げ)

(参考)

○ 国土交通省直轄土木工事における積算については、既に平成24年4月から、本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主負担分)の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理费率式の見直しを実施しています。(国土交通省土木工事標準積算基準書)

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

<1. 経緯>

- 第1回社会保険未加入対策推進協議会(平成24年5月)において、
 - ・ 法定福利費の原資の確保に向け、関係者がそれぞれの立場から取り組むことを申し合わせ。
 - ・ 法定福利費の内訳明示された標準見積書の作成について、各専門工事業団体に対し依頼。
- 第2回社会保険未加入対策推進協議会(平成24年10月)において、
 - ・ 各専門工事業団体が作成した標準見積書案を登録。
 - ・ 標準見積書の活用等による法定福利費の確保について申し合わせ。
- 第4回社会保険未加入対策協議会WG(平成25年4月18日)において、具体的な運用に当たり、元請企業と下請企業で認識をすりあわせることが必要な課題や、活用を促進するに当たり、関係者が協力して取り組むべき事項について申し合わせ。
- 申し合わせ内容を踏まえ、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」(平成25年5月10日国土建労第7号)を発出。

<2. 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ>

- 下請企業による法定福利費の見積りを共通の考え方により明確化し、下請企業も受け取った元請企業も関係者に適切に説明することができるよう、標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップを行う。
- 具体的には、保険料率の統一や、計算手順、歩掛等の根拠の明確化、適用除外である者の取扱い等について、共通の考え方によりブラッシュアップを行う。

<3. 活用開始時期の明確化>

- 平成25年9月頃を目途として、下請企業から元請企業への標準見積書提出を一斉に開始する。

<4. その他>

- 元請企業から下請企業への標準見積書の提出促進とその尊重。
- 標準見積書活用に向けた業界全体での周知啓発、支援体制の構築。
- 国土交通省から、公共・民間発注者に対して法定福利費を尊重して適正に考慮することを求める通知発出。

IV-6 法定福利費確保に向けた工程

平成25年

4月

9月

平成29年度～

